

# 市川市

いつも新しい流れがある 市川



# 農業委員会だより

## いちかわのトマト



(みそら64)



(桃太郎はるか)



(桃太郎J)



(桃太郎はるか)

### 暑中お見舞い申し上げます

那須	佐藤	三橋	小川	加藤	岡本	矢口	竹内	宇田	富田	武藤	梶尾	細川	栗山	石井	石橋	原木	大滝	石井	三橋
嘉郎	ゆきのり	三男	治夫	武央	好夫	俊治	清海	純一	尚武	晃	彌一	佐一	久司	利和	弘嗣	一正	與鷹	克己	弘

市川市農業委員会

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会では、地域における賃借料の目安となるような「実勢の賃借料情報」を公表しています。

今回の情報は、市内農家が平成26年1月から12月までに契約又は支払われた年額の賃借料（10アール当たり）です。（別表2）毎年、農業委員会で調査を実施し、ホームページ等で公表していきますので、契約更新などの参考にしてください。

別表2

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田の部 (一律)	18,000円	26,000円	10,000円
畑の部 (一律)	25,200円	40,500円	14,200円
樹園地の部 (一律)	50,200円	71,600円	20,000円

別表3

(平成21年12月15日改正)

下限面積	区 域
50アール	南大野、大野町、柏井町、大町、奉免町
30アール	国分、中国分、北国分、稲越町、曾谷、下貝塚、東国分、堀之内
20アール	上記以外の区域

市川市農業委員会では農地の権利取得に関する下限面積及び区域を定めています。

「下限面積要件」

農地等の権利を取得しようとする者は、権利の取得後における経営農地の合計面積が市川市農業委員会が定めた下限面積以上でなければ権利を取得できないこととなっています。

区域については、別表3をご覧ください。

◇農地は無断で転用できません。市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。

所有地及び耕作地に関する申告にご協力ください

毎年8月1日現在の農地の所有者と耕作の状況等を把握するため、農家の皆様には申告書の提出をいただいておりますが、郵送しました申告用紙は、8月10日まで農業委員会事務局へ返送してください。

この申告は、農政上の大切な基礎資料となることや、農地の権利移動や相続税納税猶予に必要な諸証明の発行の根拠となるものですので、内容を確認していただき提出日までに返送してください。なお、今回は農地台帳に5アール以上の農地登録をしている農家の皆様にも申告書を発送しましたので申告をお願いいたします。また、農地を相続された方、貸借の解除については別途届出等が必要となります。

農産物生産状況調査  
についてのお願い

千葉県東葛飾農業事務所企画振興課より農産物生産状況について調査の依頼がありました。

今回郵送させていただいた、「所有地及び耕作地に関する申告」に同封しましたので、調査にご協力をお願いいたします。

農業者年金に  
加入しませんか

農業者年金は次の特徴があります。

- 一、農業に従事されている方は誰でも加入できます。
  - 二、少子高齢時代に強い年金です。
  - 三、保険料は自分で選べて見直しができます。
  - 四、終身年金で80歳までの保証があります。
  - 五、税制面で優遇措置があります。
  - 六、一定の要件を満たす方には、保険料の補助があります。
- お問い合わせは、農業委員会事務局若しくはJAいちかわまでご連絡ください。

# 農地転用が厳格に規制

「ご注意ください」

農地の転用については、具体的な転用目的のない投機目的や資産保有目的での農地取得は認められていません。

また、優良農地を確保するため農地の優良性や土地利用状況等により農地が区分されています。

◆区分については別表1をご覧ください。

第1種農地に区分されている農地の転用許可は厳格化されています。

## 別表1

### 農地区分

### 許可の方針

農用地区域内農地 **原則不許可**

市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地

甲種農地 **原則不許可(例外許可)**

市街化調整区域内の  
 ・農業公共投資後8年以内の農地  
 ・集団農地(おおむね10ha以上)で高性能農業機械での営農可能農地

第1種農地 **原則不許可(例外許可)**

・集団農地(おおむね10ha以上)  
 ・農業公共投資対象農地  
 ・生産力の高い農地

第2種農地 **第3種農地に立地困難な場合に許可**

・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地  
 ・市街地として発展する可能性のある農地

第3種農地 **原則許可**

・都市的整備がされた区域内の農地  
 ・市街地にある農地

◆詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

原則として転用が認められていない第1種農地(良好な営農条件を備えている農地)の集団性基準がおおむね20ヘクタール以上から、おおむね10ヘクタール以上に引き下げられ、これまで農地転用が可能であった場所でも、転用できなくなる場合があります。



## 花摘み園の開園に向けて

向けて

平成27年6月8日、市川市農業士等協会では市民に都市農業への理解を深めてもらうため、開園に向けて種蒔き等の作業を行いました。

柏井町2丁目にある花摘み園では、柏井小学校の児童と一緒にヒマワリやマリーゴールドなどの種を蒔きました。もうすぐ見頃となりますので、是非、見に来てください。



## 農業新聞のご購読を

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けしています。

毎週一回金曜日発行、購読料月額700円(送料込み)購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。

是非、たくさんの方々々に愛読されますようよろしくお願いいたします。

購読されている皆様へ平成27年4月より購読料が月額700円(送料込み)に改定しましたのでお知らせいたします。



# お知らせ

## 新農業委員紹介

議会推薦3名の農業委員が代わりましたので紹介します。

(新任委員)



竹内清海  
委員



加藤武央  
委員



佐藤ゆきのり  
委員

(退任委員)

- 金子 正 委員
- 松永修巳 委員
- 堀越 優 委員

## 中国分5丁目

# トマト農園「たなかふあーむ」直売所

今回は、中国分5丁目でトマト農園「たなかふあーむ」を経営している田中政則さんご一家をご紹介します。

地域住民とのコミュニティの場となつて欲しいとの思いから、直売所を始めて、既に20年以上が経つており、早朝にもぎ取った新鮮で美味しいトマトなどは、ご近所でも評判で、すぐに売切れてしまうという事です。



左より

北国分在住 田中寛明さん・政則さん・かず子さん

田中政則・かず子(ご夫婦)・寛明  
トマト栽培では、ハウス室内の温度管理に一番神経を使うそうです。

三代目で後継者の寛明さんは、施設の老朽化が進み厳しいながらも、お客様からの「美味しかった」という言葉が励みとやりがいにつながっており、両親の意志を継いで農業を守っていききたいと抱負を語って下さいました。



直売所

### ● 人事異動について

4月1日付けで農業委員会事務局の人事異動がありました。

転入 事務局次長 花澤 進一  
(前財政部次長)  
転出 議会事務局へ 次長 市嶋 直人  
(前事務局次長)

農政課へ 課長 平野 雅邦  
(前事務局次長)

昇任 事務局次長 市川 達也  
(前主幹)

### 編集後記

今回は施設栽培での作付面積、生産量とも市内第一位であるトマトを取材しました。  
真つ赤なトマトは低カロリーで、美肌効果や風邪予防に役立つビタミンC、老化を抑制するビタミンE、塩分の排出を助けるカリウム、今注目されている抗酸化作用を持つリコピンやβカロテンなどさまざまな栄養成分が豊富な健康野菜です。地産地消としていちかわのトマトをたくさん食べて暑い夏を乗り切りましょう。  
取材に協力していただいたトマト農家の皆さん、ありがとうございました。

編集／発行 市川市農業委員会  
住所 市川市東和田一丁目二番十号  
(南八幡分庁舎C棟2階)  
電話 047(712)5063  
農業委員会だより編集委員  
三橋 弘 石井 克己  
宇田川純一 大滝 與麿